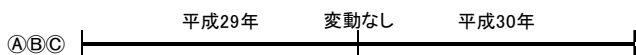


所得関係書類について

奨学金出願における収入とは、以下の6項目のことです。

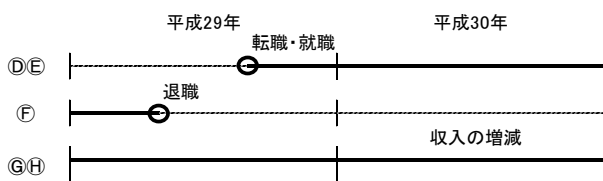
- ① 定職
- ② アルバイト [ティーチングアシスタント (TA) を含む]
- ③ 父母等からの給付
- ④ 奨学金 (現在申請中のものは除く)
- ⑤ その他の収入 (預貯金の切り崩し・親族からの借入等)
- ⑥ 配偶者の収入 (定職収入のみ)

● 前年収入と本年見込収入に変動がない ➡ 平成29年の所得関係書類が必要



	変動なし	所得関係書類の該当年	
		平成29年分	平成30年分(見込)
①	現在も平成29年と同じく無収入 アルバイトをしていない 収入といえるものは奨学金のみ	収支並びに収支見込計算書 (別綴用紙No.④)	
②	1ヶ所でアルバイトをしていて、平成29年 1月1日から現在まで勤務先が同じ	勤務先の源泉徴収票等	—
③	複数箇所アルバイトをしていて、平成29年 1月1日から現在まで勤務先が同じ	確定申告書*1	—

● 前年収入と本年見込収入に変動がある ➡ 平成29年の所得関係書類と 平成30年の見込の所得関係書類が必要



	変動あり	所得関係書類の該当年	
		平成29年分	平成30年分(見込)
①	平成29年1月以降にA社からB社へ勤務先を 変更した	A社の 源泉徴収票*2 雇用保険受給者証	B社の 月収並びに年収見込証明書 (別綴用紙No.⑤)
②	これまでは無収入だったが、 平成29年1月以降にTAとして働き始めた	収支並びに収支見込計算書 (別綴用紙No.④)	TAの アルバイト収入状況申告書 (別綴用紙No.⑥)
③	平成29年1月以降にA社のアルバイトを辞 め現在は無収入	A社の退職証明書	収支並びに収支見込計算書 (別綴用紙No.④)
④	A社のアルバイトに変更はないが、 平成30年になって年収が減少しそうだ	A社の源泉徴収票	A社からの 月収並びに年収見込証明書 (別綴用紙No.⑤)
⑤	以前からA社とB社でアルバイトをしていて、 勤務先に変更はないが、平成30年になってB 社の年収が増額しそうだ	確定申告書*1	B社からの 月収並びに年収見込証明書 (別綴用紙No.⑤)
⑥	A社のアルバイトに変更はないが、父母から入学 金・学費を援助してもらう予定	A社の源泉徴収票	給付並びに給付見込証明書 (別綴用紙No.⑧)

*1: 確定申告書に受付印がない場合は、所得証明書が必要です。また、確定申告していない場合は、A社及びB社両社の源泉徴収票を提出してください。

*2: 源泉徴収票に退職日の記載がない場合は、退職証明書が必要です。

奨学金受給者(給付・貸与)

下に該当する場合には、奨学金受給を証明する書類が必要です(P6・P11参照)。

- ・平成29年1月～12月まで奨学金を受給していた。
- ・平成30年4月現在奨学金受給中である。